

参考資料1

表1 1990年代の主要国海洋投入処分実施状況（ロンドン条約事務局に一般許可として報告された実績）

国名＼項目	しゅんせつ物(万トン)			下水汚泥(万トン)			産業廃棄物等(万トン)		
	1992年	1997年	1999年	1992年	1997年	1999年	1992年	1997年	1999年
ベルギー	5,060	2,010	2,632	—	—	—	—	—	—
デンマーク	430	未報告	未報告	—	未報告	未報告	—	未報告	未報告
フランス	2,781	未報告	2,150	—	未報告	—	—	未報告	—
ドイツ	4,246	2,001	2,604	—	—	—	—	—	—
アイスランド	19	16	79	—	—	—	—	—	—
アイルランド	49	63	156	38	2	—	11	0	—
ポーランド	未報告	33	未報告	未報告	—	未報告	未報告	—	未報告
ポルトガル	未報告	184	221	未報告	—	—	未報告	44 ^{*6}	46 ^{*6}
イタリア	324	未報告	未報告	—	未報告	未報告	—	未報告	未報告
オランダ	211	1,474	1,399	—	—	—	—	—	—
ノルウェー	29	129	63	—	—	—	27	1	11
スペイン	443	382	283	—	—	—	126	—	—
スウェーデン	1	69	42	—	—	—	—	—	—
英国	3,012	4,124	5,684	882	966	—	286	0	0
パナマ	未報告	—	未報告	未報告	—	未報告	未報告	0	未報告
ロシア	未報告	1	未報告	未報告	—	未報告	未報告	—	未報告
オーストラリア	580	1,315	980	—	—	—	0	—	—
中国	4,528	6,573	6,761	—	—	—	11	27	—
香港	14,446	2,694	3,971	—	—	—	—	205	—
日本	1,060	647	663	325	240	189	437	333	292
韓国	未報告	— ^{*1}	435 ^{*2}	未報告	170万m ³ +150 ^{*1}	612 ^{*2}	未報告	156 ^{*1}	31 ^{*2}
ニュージーランド	256	185	230	—	—	—	—	0	0
フィリピン	—	未報告	未報告	—	未報告	未報告	n. i. ^{*5}	未報告	未報告
南アフリカ	293	379	298	—	—	—	0	—	—
ブラジル	未報告	未報告	3346	未報告	未報告	—	未報告	未報告	—
カナダ	663	521	193	—	—	—	60	242	179
チリ ^{*7}	n. i. ^{*5}	—	10	—	—	—	—	—	—
メキシコ	未報告	731	476	未報告	—	—	未報告	—	11
米国	6,732	5,296	5,735	—	—	—	18 ^{*3} (4,795)	—	※4

1. 1992 年データは “Final report on permits issued in 1992” (IMO, 1996 ; LC.2/Circ.367)より作成
2. 1997 年データは “Final report on permits issued in 1997” (IMO, 2000 ; LC.2/Circ.405)より作成
3. 1999 年データは “Draft report on permits issued in 1999” (IMO, 2002 ; LC.24/WP.1)より作成
4. この表には、「許可発給なし」と報告している国は含まれていない。ちなみに 1997 年報告では、加盟 77ヶ国 1 地域のうち、処分実績の報告があった国が 22ヶ国 1 地域、許可発給の実績なし 7ヶ国、未報告の国が 48ヶ国であった。

※1 韓国のデータは 1996 年のもの (IMO,2002 ; LC.2/Circ.404 による)；下水汚泥の報告値は「下水汚泥；170 万 m³、digested organic waste water；150 万トン」に区分されて報告されている。

※2 韓国のデータは 1998 年のもの (IMO,2002 ; LC.2/Circ.423 による)

※3 米国の産業廃棄物処分量（アメリカンサモア）はガロン表示〔カッコ内の斜体数値〕で報告されているため、比重を 1 として重量に換算した。

※4 米国は魚類加工から生じるスラッジ（アメリカンサモア）を最大 1 日 40 万ガロン、船舶 5 隻(17770 トン；海軍の標的船として)、"human remain" の投棄許可 1 件を報告している

※5 1992 年のチリのしゅんせつ物、並びに 1992 年のフィリピンの産業廃棄物等は、許可件数は報告されているが処分量の実績値は報告されていない（チリのしゅんせつ物許可件数は 4 件。フィリピンの産業廃棄物等許可件数は、苛性ソーダ 4 件、化学品廃棄物 1 件）

※6 ポルトガルの産業廃棄物等の処分実績は “inert geological material” として報告されたものであるが、1997 年分は「維持浚渫から生じた砂」であること、1999 年分は「港湾建設に伴って生じた土砂」と報告されており、本来は「しゅんせつ物」として扱うものであることが第 24 回締約国会合にて確認されている。

※7 1997 年のチリの報告は特別許可（船舶）のみであるため、一般許可に基づく投棄実績はすべて「—」としている。